

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第8回）

日時：令和2年5月14日（木）

午後6時30分～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）緊急事態の一部解除宣言について（資料1）

（2）医療提供体制等について（資料2）

（3）新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請等（資料3）

（4）その他（資料4）

3 知事指示

4 閉 会

緊急事態の一部解除宣言について

令和 2 年 5 月 1 4 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 緊急事態の一部解除宣言

東京都などの 8 都道府県以外は、感染の拡大が抑えられていることから、国は、社会経済活動の再開に向け 1 4 日、本県を含め 3 9 県の緊急事態を解除

2 緊急事態宣言解除の基準

○感染の状況（疫学的状況）

- ・ 1 週間単位で新規報告数が減少傾向にあること
- ・ 直近 1 週間の累積報告数が 1 0 万人あたり 0.5 人程度以下であること
- ・ 1 人程度以下の場合は、減少傾向を確認し、クラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況を考慮して総合的に判断

○医療提供体制

- ・ 重症者数が持続的に減少
- ・ 患者急増に対応可能な体制が確保されていること

○監視体制

- ・ 医師が必要とする P C R 検査が遅滞なく行える体制が整備されていること

3 再度の宣言の基準

- ・ 直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて総合的に判断

4 地域の区分に応じた制限

	特定警戒都道府県	特定都道府県	緊急事態措置の対象とならない都道府県
対象	8 都道府県	—	3 9 県
外出	8 割程度の接触機会の低減 不要不急の帰省や旅行など県をまたぐ移動の回避		特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への移動の回避
クラスター発生施設や三密の回避	徹底的な回避	外出自粛	回避の呼びかけ
接待を伴う飲食店等への外出	外出自粛		—
イベントの開催	クラスターが発生するおそれがあるイベントや三密のある集まりは自粛を要請等 少人数のイベントは適切に対応		一定規模以上の全国的かつ大規模なイベント等については慎重な対応
施設の使用制限等	感染拡大につながるおそれのある施設に要請	クラスター発生例のある施設や三密のある施設について、地域の感染状況等を踏まえ要請等を検討	クラスター発生例のある施設や三密のある施設について、地域の感染状況等を踏まえ必要な協力を依頼
出勤	7 割削減	7 割削減を求めない	7 割削減を求めない

医療提供体制等について

令和 2 年 5 月 1 4 日
健 康 福 祉 部

1. 感染状況等

①県内の発生状況（5月13日現在）

16人 男 10人
女 6人退院者 15人、入院者 1人
※入院中に重篤・重症となった者はいない

②PCR検査陽性者及びPCR検査件数の推移

緊急事態宣言 4/7 → 4/16 全国に拡大

(単位：人)

	～ 3/29	3/30 ～4/5	4/6 ～12	4/13 ～19	4/20 ～26	4/27 ～5/3	5/4 ～10	5/11 ～13	合計
陽性者数	4	7	4	1	—	—	—	—	16

※陽性者の傾向：渡航歴あり 1 名、県外感染疑 10 名、濃厚接触者 5 名、経路不明等 0 名

(単位：件)

検査件数	238	179	136	181	82	43	28	12	899
------	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----

2. 検査等の体制

①相談・調査体制

○「帰国者・接触者相談センター」を開設し、24時間体制で疑い患者の相談に対応

- ・ 8 回線（うち 24 時間対応 2 回線）
- ・ 相談件数 7, 544 件（5 月 13 日現在）

○保健所の体制を拡充し、行動歴等の調査や医療機関との調整業務を強化
・ 看護職員等の増員

②検査体制

PCR 検査可能件数：1 日最大 100 件

検査区分	行政検査		医療保険適用検査	合計
検査実施機関	健康環境センター	秋田市保健所	県総合保健事業団	
検査可能件数	60 件／日	10 件／日	30 件／日	100 件／日

3. 医療提供体制

①外来医療体制

○帰国者・接触者外来の設置

既存医療機関への設置：二次医療圏毎に 1 か所以上設置（12 か所）

仮設診療所の新規開設：二次医療圏毎に新たに設置予定

②入院医療体制

○感染症指定医療機関及び協力医療機関

患者受入可能な病床数：105 床（15 病院）

重症度別	重篤	重症	中等症・軽症	合計
受入可能患者数	5 人	50 人	50 人	105 人

※人工呼吸器：保有 151 台 うち稼働 37 台（5 月 11 日現在）

人工肺(ECMO)：保有 7 台 うち稼働 0 台（ ” ）

○軽症者や無症状者等の宿泊療養施設

ルポールみずほ：16 室（29 人）

新型コロナウイルス感染 拡大防止のための協力要請等

令和 2 年 5 月 1 4 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 感染拡大防止のための協力要請等

1 協力要請等の期間

令和2年5月31日（日）まで

2 対象区域

秋田県全域

3 協力要請等の内容

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく協力の要請

① 県外への移動の自粛

- 県外への移動（訪問など）を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いします。

物流・運送サービス、インフラや設備の保守管理など社会の安定の維持に不可欠なサービス等を提供する事業者にあっては、適切な感染防止対策（【別紙1】の取組例を参照）に留意しながら事業活動を実施。

■ 感染拡大防止のための協力要請等

②「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いします。
※ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ、スポーツジム等においてクラスターが発生したことに留意。
- 特に、飲食店等における「三つの密」のある場面や不特定多数での会食は避けるようお願いします。
- また、若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

③イベント・行事等の自粛

- 県民及び事業者の皆様には、多人数又は不特定の県外の方が参加するイベント・行事・会合・集会等については、開催を控えるよう、御協力をお願いします。

■ 感染拡大防止のための協力要請等

(2) 特措法に基づかない協力の依頼

① 県外からの移動の自粛

- 県外からの移動（帰省など）を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いするとともに、御家族・御親類の皆様からも、この旨の適切なアドバイスをお願いします。
- 転入された方、長期の出張や旅行帰りなどで県外から戻られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするようお願いします。

② 感染につながる行動の自粛

- 人混みや近距離での会話、集会所や飲食店などに集まりカラオケを行うことは、避けるをお願いします。

■施設の使用停止（休業）の終了及び休館している県の施設

1 施設の使用停止（休業）の終了

- キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業に係る許可を受けたものに限る。）や、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツクラブに対し要請していた施設の使用停止（休業）については、令和2年5月14日で終了します。

2 引き続き休館している県の施設

- 【別紙2】の施設を除き、県の施設を開始しております。
なお、県の施設で開催するイベント・行事等に関しては、「3 協力要請等の内容（1）③イベント・行事等の自粛」の「※印」に該当するものに限定します。

■ 感染拡大防止のための呼びかけ

1 各施設における感染防止対策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙3】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触を低減する取組をお願いします。
- また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の実践をお願いします。

2 感染拡大を予防する新しい生活様式等の普及

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
今回、緊急事態は解除されますが、長丁場に備え、県民及び事業者の皆様には、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、適切な行動をお願いします。

【別紙 1】適切な感染防止対策の取組例

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

【別紙２】引き続き休館している県の施設

No.	施設名	休館予定期間
1	Aターンサポートセンター（窓口業務の中止）	令和２年４月 ８日（水）～ 当面の間
2	あきた美彩館	令和２年４月 ８日（水）～ 当面の間
3	十和田ホテル	令和２年４月１７日（金）～ ６月３０日（火）
4	秋田ふるさと村	令和２年４月２１日（火）～ ５月２０日（水）
5	サンルーラル大潟	令和２年４月２６日（日）～ ５月３１日（日）
6	秋の宮山荘	令和２年５月 １日（金）～ ６月３０日（火）
7	みちのく夢プラザ（北東北３県福岡アンテナショップ）	令和２年４月 ８日（水）～ 当面の間
8	秋田駒ヶ岳情報センター（アルパこまくさ）	令和２年４月２０日（月）～ ５月３１日（日）
9	県立美術館	令和２年４月１３日（月）～ ６月 ５日（金）
10	近代美術館	令和２年４月２１日（火）～ ５月２０日（水）
11	大館少年自然の家	令和２年４月 ８日（水）～ ５月３１日（日）
12	保呂羽山少年自然の家	令和２年４月 ８日（水）～ ５月３１日（日）
13	岩城少年自然の家	令和２年４月 ８日（水）～ ５月３１日（日）

【別紙3】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

屋 外			屋 内								
運動施設 （屋外）		公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 （スーパー等）	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場	
密 接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限	
	密 集	接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に2 mを 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置	入退出時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	座席間隔に留 意、真正面は 避ける、客と 客との間に仕 切り	入退出時（行列 を含む）等に2 mを目安とした 人の距離
四方を空けた 席配置				レジ等で間隔を 空ける（床に印 をつける等）	四方を空けた席 配置、展示配置 の工夫	四方を空けた 席配置		座席間隔に 留意（2 m を目安）			
密 閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席、2 方向換気、密 閉した個室の 使用回避	頻繁な換気 （窓開け、 扇風機）	
衛 生 対 策 ・ そ の 他	マスク着用										
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける、客（生徒）と客（生徒）の間の仕切りの設置								音楽などの音を最 小限にし客同士が 大声で会話してい ないか確認
	スポーツ後の 飲み会等は 控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時手指衛生		
	施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス								大皿の自粛		
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	酒類の提供 時間の配慮	（滞在時間が 長い場合） 入退場時体調 チェック	
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、3密対策、休憩や食事の分散											

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント等の開催基準について

令和 2 年 5 月 1 4 日
新型コロナウイルス感染症対策本部

国の緊急事態宣言の一部解除を受け、5月15日からの県主催のイベント等に係る開催基準等については、次のとおりとする。

1 期 間

令和2年5月31日（日）まで

2 基本的な考え方

（1）多人数又は不特定の県外の方が参加するイベント・行事・会合・集会等については、開催を控えること。

（2）県外への旅行・出張は、原則として行わない。

※ 今後も、感染拡大の状況や国の対策等を見ながら、期間の短縮など対応を見直していくこととする。